

中央卸売市場と地方卸売市場に係る制度の比較

卸売市場をめぐる情勢について
(平成28年6月 農林水産省食料産業局) 抜粋

		中央卸売市場	地方卸売市場
特 徴		<ul style="list-style-type: none"> ・公正かつ効率的な流通の確保を目的とした<u>広域的な生鮮食料品等流通の中核的な拠点</u> ・都道府県や一定規模以上の都市が開設者となって、厳格な取引規制の下、指標となる価格形成等重要な機能を果たしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>地域における生鮮食料品等の集配拠点</u> ・開設者の主体に制限はなく、法律上の規制も緩やかとなっており、地域の実情に応じた運営がなされている。
業者等の許認可、指導監督	開設者	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>農林水産大臣による認可</u>、報告徴収・検査、監督処分等（開設主体は都道府県・人口20万人以上の市等に限定） 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>都道府県知事による許可</u>、報告徴収・検査、監督処分等（開設主体に限定なし(地方公共団体、株式会社、農協、漁協等)） 【その他、必要に応じて都道府県知事が条例で規定】
	卸売業者	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>農林水産大臣による許可</u>、報告徴収・検査、監督処分等 ・開設者による報告徴収・検査、監督処分等 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>都道府県知事による許可</u>、報告徴収・検査、監督処分等 【その他、必要に応じて都道府県知事が条例で規定】
	仲卸業者	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>開設者による許可</u>、報告徴収・検査、監督処分等 	法律上特段の規定なし
	売買参加者	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>開設者による承認</u>、監督処分 	【必要に応じて都道府県知事が条例で規定】
取 引 規 制		<ul style="list-style-type: none"> ・売買取引の方法の設定 ・差別的取扱いの禁止、<u>受託拒否の禁止</u> ・卸売の相手方の制限(<u>第三者販売の原則禁止</u>) (卸売業者の販売先を市場内の仲卸、売買参加者に限定) ・<u>市場外にある物品の卸売の原則禁止</u> (卸売業者の販売を市場内にある物品に限定) ・卸売業者に係る卸売の相手方としての買受けの禁止 ・仲卸業者の業務の規制(販売の委託の引受けの禁止、<u>直荷引きの原則禁止</u>) (仲卸業者の仕入先を当該市場の卸売業者に限定) ・卸売予定数量ならびに卸売数量・価格の公表 	<ul style="list-style-type: none"> ・売買取引の方法の設定 ・差別的取扱いの禁止 ・卸売予定数量ならびに卸売数量・価格の公表 【その他、必要に応じて都道府県知事が条例で規定】

ヒアリング等で出された意見/明らかになった課題

今後の議論の方向性

生産資材	資材価格	<ul style="list-style-type: none"> ● 韓国と比較して、資材に係るコストが高い。(肥料約2倍、農薬約3倍、農業機械約5倍) ● 農業機械はメーカーが少なく、全てのユーザーが必要としない機能が標準装備されているなどにより、メーカーの出荷価格が高い。 ● 肥料や配合飼料は銘柄数が多い(肥料約2万、配合飼料約1.6万)ことから、製造ロットが小さく、メーカーの出荷価格が割高。 ● 配合飼料の業界は過剰供給状態にあり、工場の稼働率が低迷。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 資材価格の引き下げを促進
	価格形成の仕組み	<ul style="list-style-type: none"> ● 農業者は、資材価格がなぜ今の水準なのか分からず、価格を比較せずに資材を購入しているケースも多い。 ● 生産資材は、製造・卸売・販売に複数の事業者が介在する複雑な業界構造。 ● 同じ資材でも、商系間・農協間・商系と農協の間それぞれで大きな価格差が存在。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 資材価格等の「見える化」を推進
	資材調達における制約	<ul style="list-style-type: none"> ● 資材をメーカーから直接購入しようとする地元の卸業者や販売店から横やりが入ることがある。 ● 農薬に関して、たとえ大きなロットであってもメーカーからは直接購入できず、地元の代理店を通すように言われる。 ● 農業機械に関し、補助金の活用が過剰な機能・機種を選定につながっている面がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 農業者が制約を受けずに有利に仕入れることができる環境を実現
流通・加工	業界構造	<ul style="list-style-type: none"> ● 過剰供給状態により、競りによる取引が減少するなど卸売市場の果たす役割は変わってきている。 ● 卸売市場では川下の情報を農業者に伝え、マーケットインの発想による農業へ転換することが困難。 ● 卸売市場の出荷奨励金がどのように使われているのかわからない。 ● 農産物を輸送するトラックの積載率を向上させることで、流通コストを削減できる。 ● 稼働率の低い農協の施設を地域の農業者が広く活用できるようにすることで、調整・保管に係るコストを削減できる。 ● 新たな流通・販売の方式を活用することで、付加価値を向上させる必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 農産物を有利に販売できる流通・加工構造を構築
	販売における制約	<ul style="list-style-type: none"> ● 市場手数料が自由化された後も料率は変わらず、売り手である生産者のみが手数料を負担している。 ● 実需者が農協から直接購入しようとしても、経済連や市場を通すよう要請されることがある。 ● 農産物の規格の数が多く、地域や産地ごとに異なっているため、選別に係るコストが大きくなり、規格外となる割合も多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 流通経費等の「見える化」を推進
[共通] 農業イノベーション	<ul style="list-style-type: none"> ● 建機メーカー等他分野の技術を農業に応用すれば資材価格の削減が可能。 ● 機械・施設の利用効率の向上や適正施肥、物流の効率化などの課題に対して、IoTやドローン等の技術を応用することで、若い世代にも魅力のある農業を実現できる。 ● 土壌分析に基づく適正施肥などに係る実証データが、コスト削減効果など農業者が分かりやすい形で示されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 新技術による資材・流通イノベーションを促進 	